

令和8年度

伏木海上保安部巡視船陸電設備改修工事

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称

伏木海上保安部巡視船陸電設備改修工事

2. 工事場所

富山県射水市海王町(伏木富山港新湊区海王岸壁)

3. 工事期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4. 担当部署

事務所名 伏木海上保安部

所在地 富山県高岡市伏木錦町 11-15

電話 0766-45-0118

5. 官給品

なし

6. 工事概要

本工事は、巡視船に電源を供給するキュービクル式高圧受電設備について、既存設備の撤去、新設を行うものである。

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

(a) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(b) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議す

る。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

6. 諸 届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

7. 現場代理人及び主任技術者

(a)現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

(b)建設業法第 26 条に定める主任技術者(監理技術者)はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

8. 工事現場の安全衛生管理

(a)工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。

(b)工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

9. 災 害 及 び 公 害 の 防 止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(2) 公害の防止に努める。

(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

(4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。

(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

10. 臨 機 の 処 置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

13. 施 工 計 画 書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

15. 職方への指示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材料

(a)材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(b)材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(c)設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(d)調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

17. 材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 27. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材料の検査

(a)材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b)合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

19. 材料検査に伴う試験

(a)試験は下記の場合に行なう。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b)供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c)試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行なうものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行なう場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。

(d)試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

21. 技能士

技能士は職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施工の立ち会い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

24. 施工検査に伴う試験

(a) 試験は下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

(b) 供試体の作製及び試験所等は、19. による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

30. 竣工検査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

31. 官給品等

- (a)本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を 2 部提出する。
 - (2) 官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
 - (3) 官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を 2 部提出して確認を受け引渡を行う。
- (b)本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
- (1) 撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
 - (2) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を 2 部提出する。

32. 完成図書等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集
- 「日本産業規格 JIS4620(キュービクル式高圧受電設備)」

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

また、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。

使用する材料は、製作図等を提出の上、監督職員の指示を受けること。

1. 機器撤去工事

- (a)既存キュービクル式高圧受電設備(以下「キュービクル」という)1基を撤去すること。

キュービクル寸法:W1,690×D1,930×H2,300

- (b)既存電源供給盤(架台含む)1基を撤去すること。なお、撤去の際、接続されている船側キャプタイヤケーブルを取り外しのうえ、端子部の養生を行うこと。

(1)電源供給盤寸法:W600×D215×H630

(2)架台規格:SUS304-L-50×50×4t

- (c)既存キュービクル～既存電源供給盤間の低圧ケーブル(600V CVT 60sq 約 117m)を撤去し、撤去したケーブル類は監督職員指定場所へ搬送のうえ引き渡すこと。また、引き渡し前にケーブルの重量を計測し、結果を報告すること。

2. 機器設置据付工事

- (a)図のとおり、キュービクル既設コンクリート基礎(W4,800×D2,800×H800)の打ち増し(W930×D2,800×H800)をすること。

- (b)図のとおり、コンクリート基礎上に新設するキュービクルを据え付け、アンカーボルトを用いて固定すること。なお、据え付けに先立ち、施工図及びアンカーボルト等の構造計算書を提出し、監督職員の承認を受けること。

(c)キュービクルの材質、塗装及び付属設備は次のとおりとする。

なお、機器仕様については、4. キュービクル仕様による。

(1)材質はステンレス製とする。

(2)塗装は耐食性に優れたメラミン系塗料で仕上げる。

(3)塗装色は内外面ともマンセル値 5Y7/1 とする。

(4)チャンネルベースは鋼製(亜鉛溶融メッキ処理)とし、無塗装とする。

(5)付属設備

・扉施錠装置(全盤共通キー)	1式
・盤内照明	1式
・照明ドアスイッチ	1式
・点検用コンセント	1式
・点検灯(AC100V,100W,10mコード付き)	1式
・補助継電器、端子、盤内配線及びその他必要な設備を設けること。	

(d)キュービクル及び電源供給盤の設置に伴うコンクリートはつり及び補修等は付帯とする。

(e)新たに電源供給盤(架台含む)を製作のうえ、設置すること。なお、電源供給盤の規格寸法、収納機器等については、図に示す。

(f)キュービクルのほか、本工事で使用する部材等は請負者にて手配すること。

3. 配線工事及び試験調整

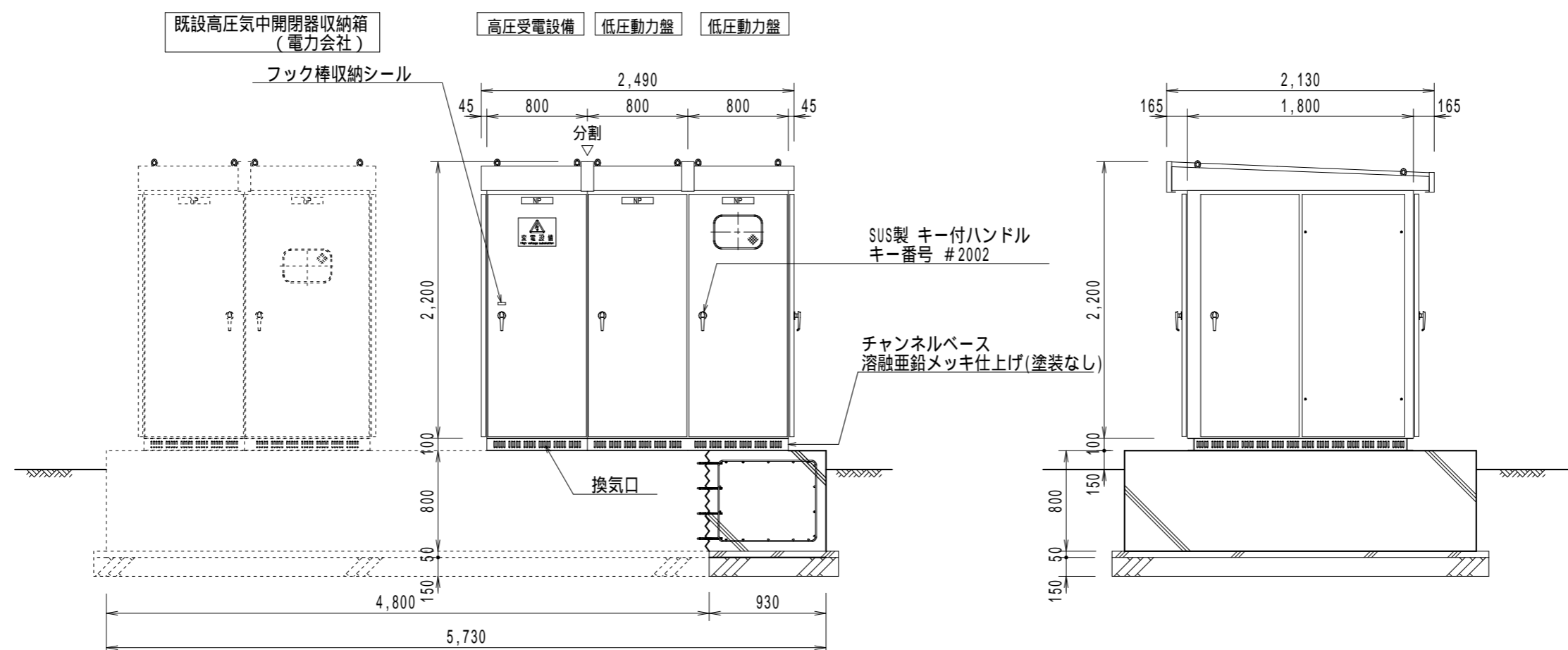
(a)図示する区間(約 117m)の既設電線管へ低圧ケーブル(600V CVT150sq)及び接地用電線(600V IV22sq)の通線及び結線作業を行うこと。なお、新設電力供給盤側の低圧ケーブルについては盤内で3線に分岐、端子台に接続し、船側キャプタイヤケーブルを同端子台に接続すること。

(b)主任技術者立ち会いの下、機器試験を行い、機器の正常動作に必要な調整を行うこと。

4. キュービクル仕様

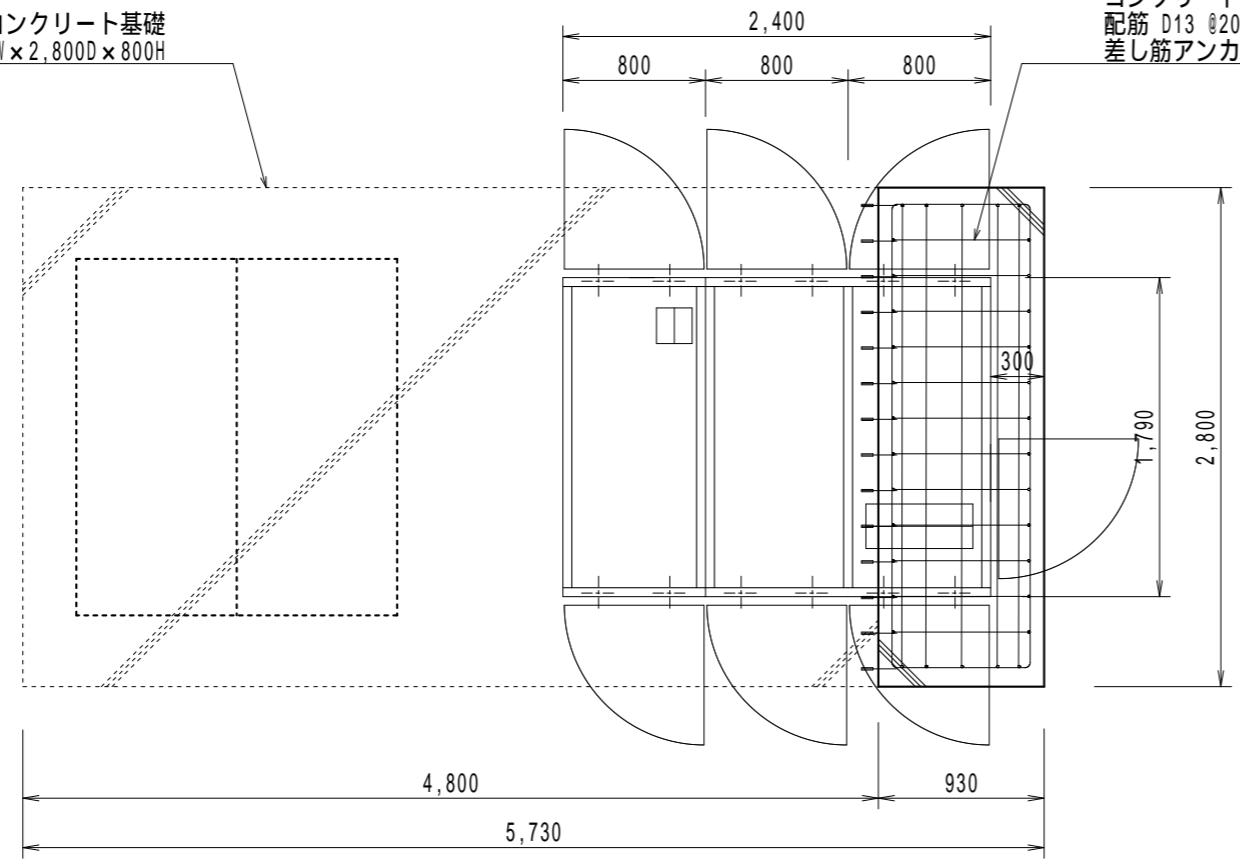
(a)高圧配電盤	1式
(b)形式	キュービクル式高圧受電設備 JIS C 4620 準拠 開放型配電盤
(c)寸法	図面を参考とし、承諾図による
(d)定格絶縁電圧	6,600V
(e)受電設備容量	300kVA
(f)盤内収納機器	
(1) 断路器	7.2kV 200A
(2) 真空遮断器	7.2kV 400A 8kA 3 サイクル
(3) 過電流継電器	電流調整範囲 3-6 瞬時 10-60A 電流トリップ
(4) 計器用変圧器	6600V/110V 50VA ヒューズ付
(5) 電圧計	9000V 6600V/110V
(6) 電流計	40/5A
(7) 高圧負荷開閉器	7.2kV 200A TC 付
(8) 直列リアクトル	回路電圧 6600V 定格電圧 243V 6.38kVar 6% 乾式
(9) 進相コンデンサ	定格電圧 7020V 3φ 106kVar 6% 放電抵抗内蔵
(10) 変圧器	6600V/440V 3φ 300kVA 2026年トップラランナー

- | | |
|---------------|------------------------|
| (11) 変流器 | 1150V 500/5A 5VA |
| (12) 熱動過電流継電器 | 2.8A-3.6A-4.4A 自動リセット式 |
| (f) 付属品及び予備品 | 規格:製造メーカー標準 1式 |



既設コンクリート基礎
4,800W × 2,800D × 800H

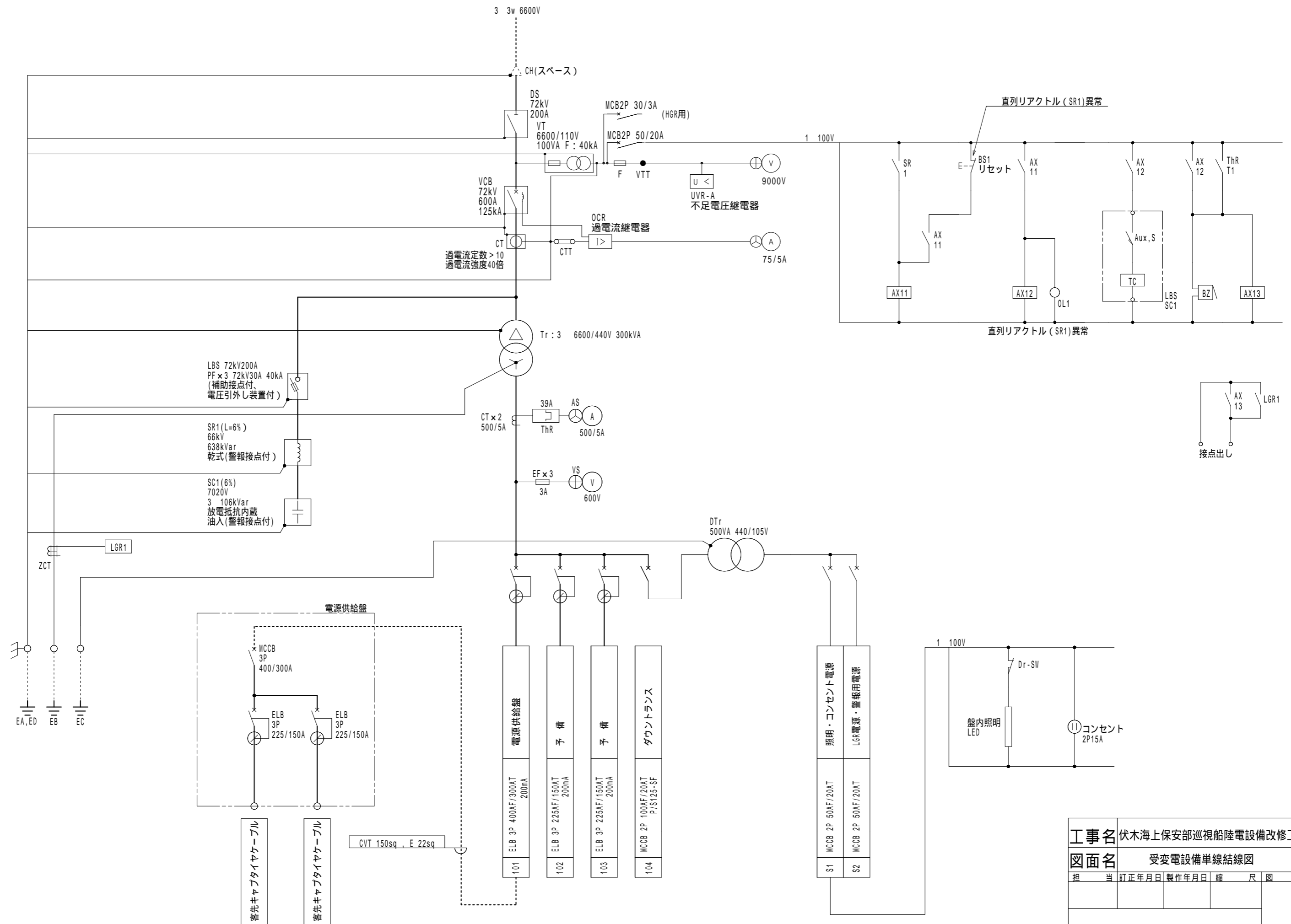
コンクリート基礎 24-8-25 BB
配筋 D13 @200 打ち増し面目荒し、
差し筋アンカーD13~32本



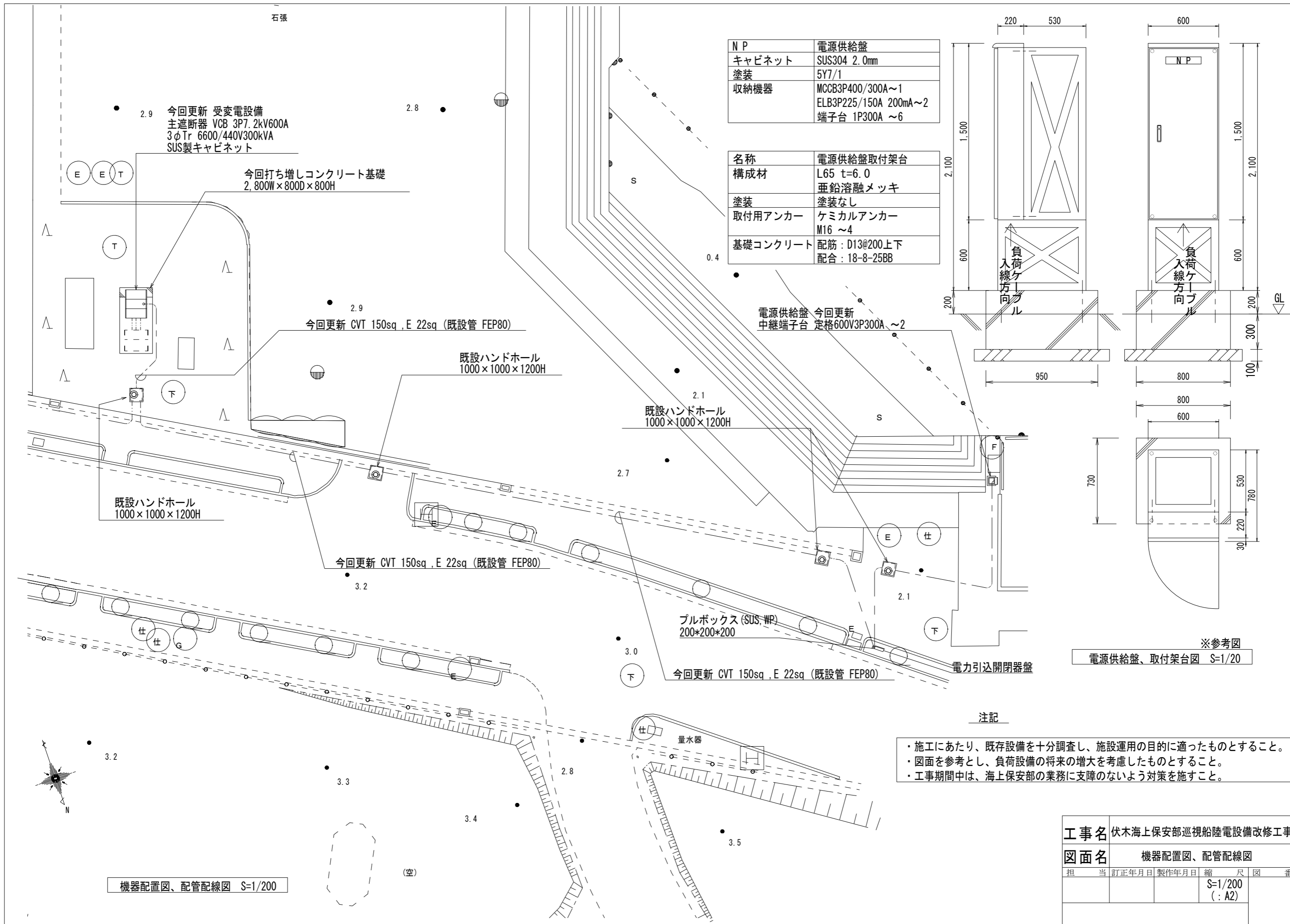
コンクリート基礎

基礎形状	5,730W × 2,800D × 800H 増設部分 930 × 2,800 × 800H		
基礎砕石	RC40 t=150		
配筋	D13 @200 上下		
	かぶり厚さ 60mm以上		
	曲げ角度	鉄筋径	曲げ内法直径
	90°	D-16 以下	R 5d
	135°	D-16 以下	R 4d
180°	D-16 以下	R 3d	

工事名	伏木海上保安部巡視船陸電設備改修工事			
図面名	受変電設備外形図			
担 当	訂正年月日	製作年月日	縮 尺	図 番
			S=1/30 (: A2)	

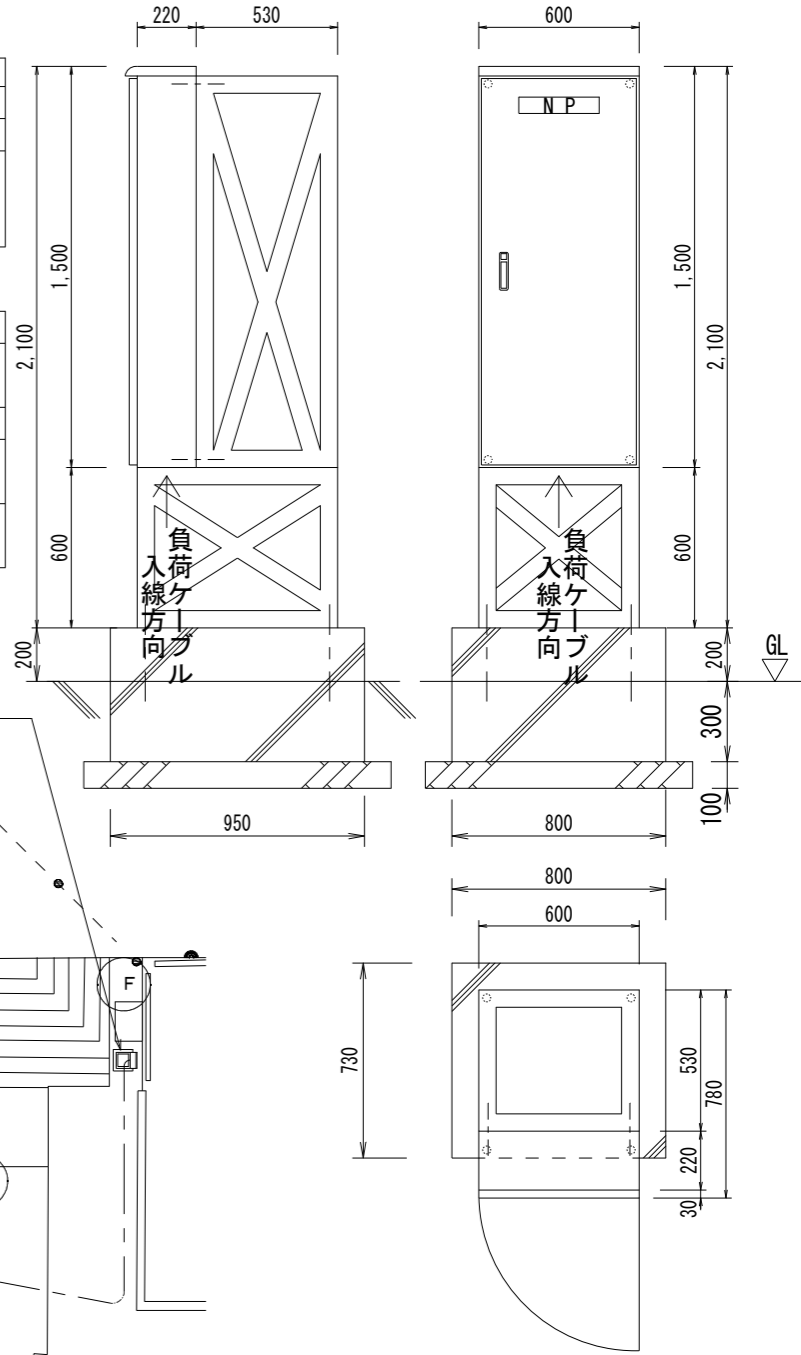


工事名	伏木海上保安部巡視船陸電設備改修工事				
図面名	受変電設備単線結線図				
担当	訂正年月日	製作年月日	縮尺	図番	



N P	電源供給盤
キャビネット	SUS304 2.0mm
塗装	5Y7/1
収納機器	MCCB3P400/300A~1 ELB3P225/150A 200mA~2 端子台 1P300A ~6

名称	電源供給盤取付架台
構成材	L65 t=6.0 亜鉛溶融メッキ
塗装	塗装なし
取付用アンカー	ケミカルアンカー M16 ~4
基礎コンクリート	配筋: D13@200上下 配合: 18-8-25BB



※参考図
電源供給盤、取付架台図 S=1/20

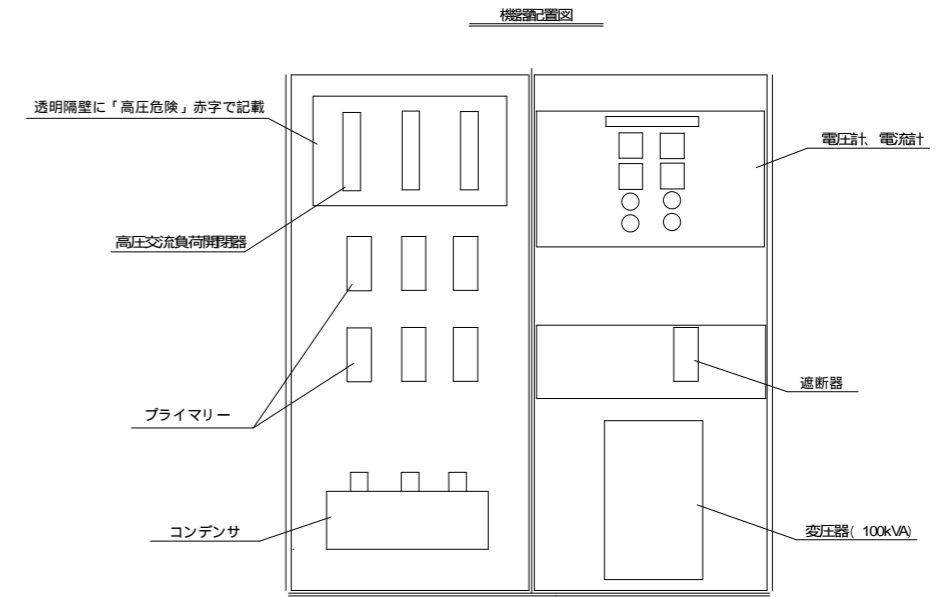
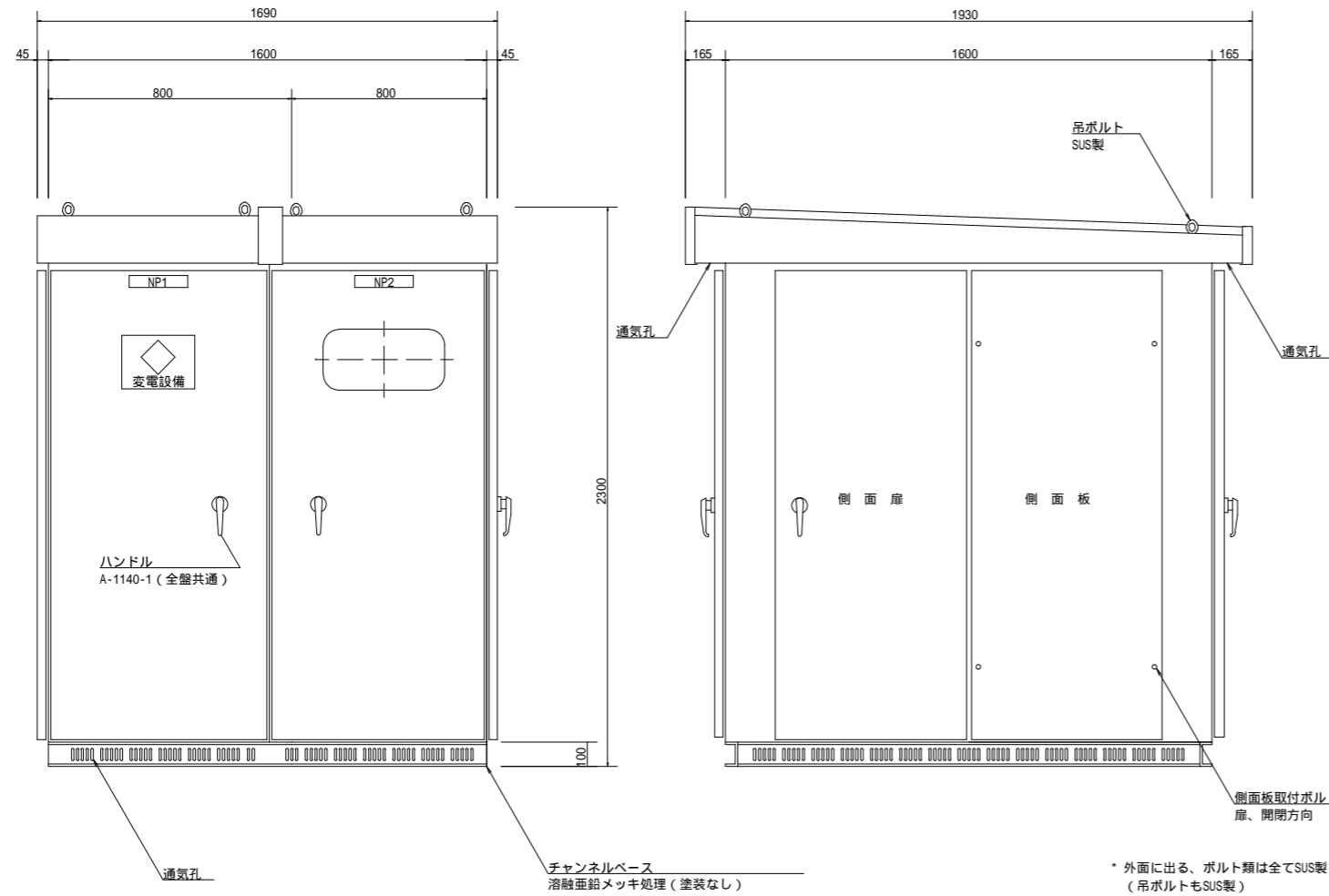
注記

- ・施工にあたり、既存設備を十分調査し、施設運用の目的に適ったものとする。
- ・図面を参考とし、負荷設備の将来の増大を考慮したものとする。
- ・工事期間中は、海上保安部の業務に支障のないよう対策を施すこと。

機器配置図、配管配線図 S=1/200

工事名	伏木海上保安部巡視船陸電設備改修工事			
図面名	機器配置図、配管配線図			
担	当	訂正年月日	製作年月日	縮尺
				S=1/200 (: A2)
				図番

既設キュービクル(撤去)



- ・外に出る、ボルト類は全てSUS製を使用。(吊ボルトもSUS製) 但し、函体-ベース間は、溶融亜鉛メッキ処理ボルト、ナットを使用。
- ・扉は補強付
- ・リン酸塩処理後2コート2ベーク (重耐塩塗装)

記号	名称
NP1	高圧
NP2	低圧

・NPサイズ：63 X 315
 ・NPは函体前後面に取付(ビス止め)

既存電源供給盤(撤去)

